

剣道七段および六段審査会（北海道）要項

1. 期 日

(1) 七段審査会

- ① 令和6年5月19日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）

(2) 六段審査会

- ① 令和6年5月19日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
受付時間 午後12時30分～午後1時まで
審査開始 剣道七段実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

**※ 受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場して下さい。**

2. 会 場

北海道立総合体育センター（北海きたえーる）

（北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目番1-1）

電話 011-820-4121

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用して下さい。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七 段

平成30年5月31日以前に六段を取得した者。

(2) 六 段

令和元年5月31日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（5月19日）とする。

8. 申込み

- (1) 申込方法 各加盟団体は、各段位の受審者を一括して申込みこと。
なお、個人直接の申込は受理しない。
- (2) 申込締切 **令和6年2月29日(木)**
- (3) 申込先 〒125-0062 葛飾区青戸2-14-17 足立剣道連盟事務局
飯島辰之
メール：mermaid_tatsu2@yahoo.co.jp FAX：03-3693-2927
郵便振込先 足立区剣道連盟 00110-1-772530
- (4) 申込書 ①各段位ごとに別添所定用紙による。
②現在受有段位の取得年月日・生年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合又は虚偽の場合は受審を認めない)
- (5) 各加盟団体は受審申込者に受付時刻を周知徹底してください。

9. 審査料

- 七段 1人 17,300円
六段 1人 16,200円

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」7月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

合格した者は、加盟団体へ登録料を納入すること。

- 七段：64,700円 高齢者（70歳以上）は、43,500円
六段：41,500円 高齢者（70歳以上）は、31,300円

11. 安全管理

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。また、受審者は、健康保険証を持参のこと。高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること（全剣連ホームページ参照）。

12. 個人情報保護法への対応

（以下を申込者に周知してください。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

- (1) 本審査会には、京都府で実施される4月29日（祝）剣道六段審査会・4月30日（火）剣道七段審査会、愛知県で実施される5月11日（土）剣道七段審査会・5月12日（日）剣道六段審査会の受審者は、受審出来ない。
- (2) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。

- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。
（ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。）
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとします。

受審者は、受付時間に来場し審査が終了し合格発表後、会場から退出して下さい。

※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し 37.5 度以上ある方は受審できません。

14. その他

審査参加料払込後の返金については、六段・七段共に5月10日（金）午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX、メール可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。

なお、返金額は本連盟の手数料 7,019 円、全剣連の手数料 2,200 円を差し引いて七段 5,500 円、六段 4,400 円を後日、加盟団体へ返金する。

また、剣道六段・七段会場変更（京都府・愛知県・北海道）については4月15日（月）午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX 可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。

『北海道』

六 段 審 査 申 込 申 請 書

団 体 名

番 号 全剣連番号	氏 名	生 年 月 日	満 年 齢	五 段 取 得 年 月 日	五 段 取 得 時 登 録 団 体	住 所	職 業	電 話
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		
						〒		

※ご記入の個人情報は当該事業目的以外には一切使用しません。
なお、ご記入頂いた個人情報は「財全日本剣道連盟および加盟団体における個人情報保護規程」に則り適正かつ安全に管理します。
統計・分析に使用することもあります、その場合には個人を特定できないように加工して使用します。

『北海道』

七 段 審 査 申 込 申 請 書

団 体 名

番 号 全剣連番号	カ 氏	が 名	生年月日	満年齢	六段取得 年月日	六段取得時 登録団体	住 所	職 業	電 話
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		
							〒		

※ご記入の個人情報は当該事業目的以外には一切使用しません。

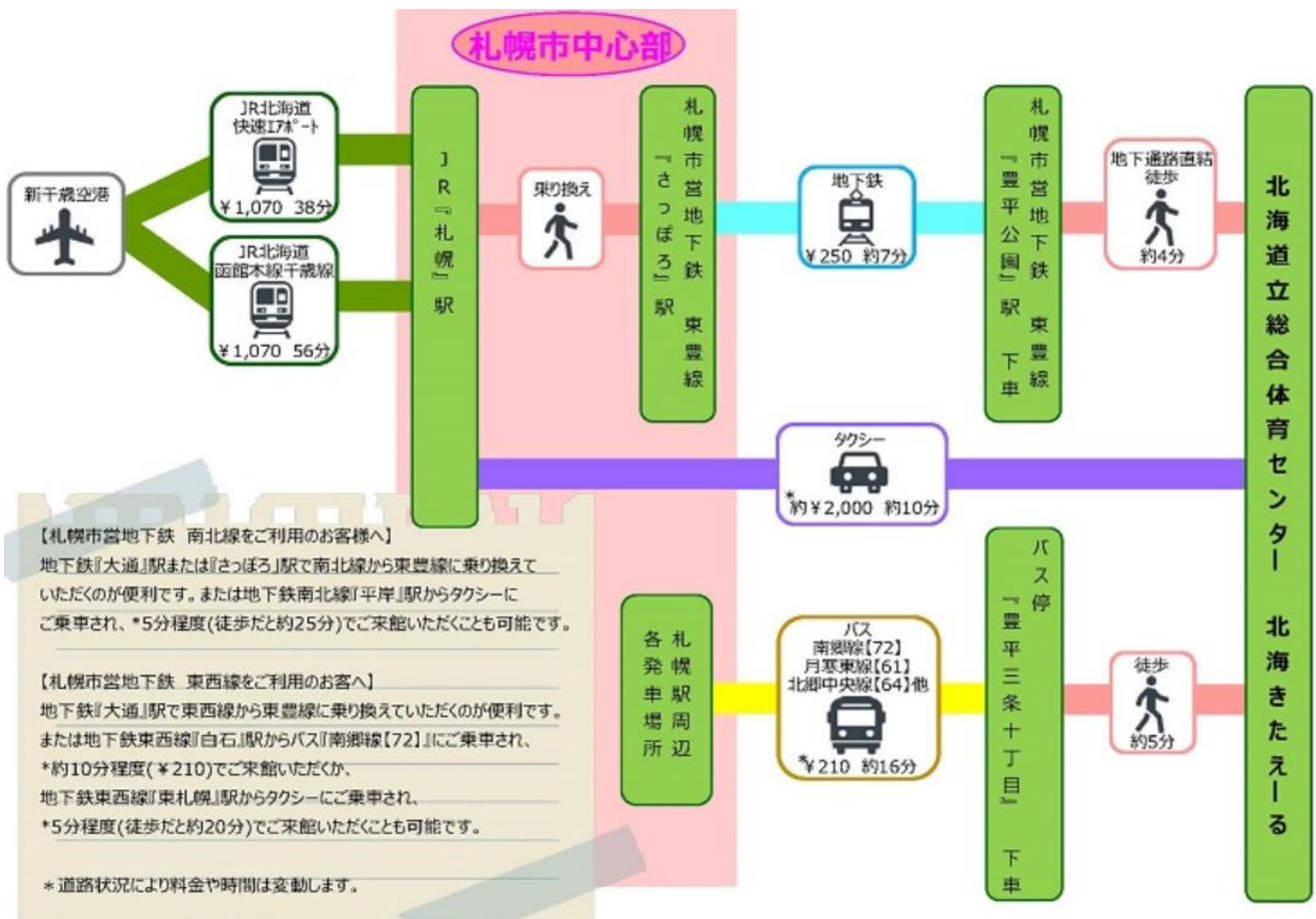
なお、ご記入頂いた個人情報は「財全日本剣道連盟および加盟団体における**個人情報保護規程**」に則り適正かつ安全に管理します。
統計・分析に使用することもあります、その場合には個人を特定できないように加工して使用します。

剣道七・六段審査会（北海道）ご案内

令和6年5月19日（日）

- 【会場名】 北海道立総合体育センター（北海きたえーる）
【所在地】 〒062-0905
北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1
【電話】 011-820-1703

北海道立総合体育センター案内図



【交通案内】

・新千歳空港からお越しのお客様

新千歳空港ターミナルビル【地下1階へ】→ JR北海道「新千歳空港」→ JR北海道「札幌」下車【乗り換え】→ 札幌市営地下鉄東豊線「さっぽろ」→ 札幌市営地下鉄東豊線「豊平公園」下車 → 地下連絡通路 → 北海道立総合体育センター「北海きたえーる」

・札幌市営地下鉄南北線でお越しのお客様

札幌市営地下鉄南北線「さっぽろ」【乗り換え】→ 札幌市営地下鉄東豊線「さっぽろ」→ 札幌市営地下鉄東豊線「豊平公園」下車 → 地下連絡通路 → 北海道立総合体育センター「北海きたえーる」

・札幌市営地下鉄東西線でお越しのお客様

札幌市営地下鉄東西線「大通」【乗り換え】→ 札幌市営地下鉄東豊線「大通」→ 札幌市営地下鉄東豊線「豊平公園」下車 → 地下連絡通路 → 北海道立総合体育センター「北海きたえーる」

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上